## 100万円相当額を超える現金等を携帯して持ち出す・持ち込む方へ

支払手段等の携帯輸出・輸入申告書の記入例

この輸出入申告書を提出した場合には、「支払手段等の携帯輸出入届出書」の提出は不要です。

平成20年6月1日から、100万円相当額を超える現金・小切手等を携帯して、 外国に持ち出す又は外国から持ち込む場合には、税関に「支払手段等の携帯輸出・ 輸入申告書」の提出が必要です。なお、様式につきましては、全国の空港や港にあ る税関に備え付けています。

		駉) 友払手	段	等の携		輸出 申4 輸入	告書	
	携帯して現金などの支払手段等を輸出(国外への特出し)又は 入(国内への特込み)しようとする際に、下配1の(1)の合計会 が100万円相当額を超える方、又は下配1の(2)の合計重量が1のグラムを超える方、又は両方に該当する方は本申告書を提出 てください。						の合計金額 重量が1年	!   (
		税関	長殿	申告年月日	2	008年	6 A 1 E	╗
		氏名(3	美字)	親関	ホ	部		7
		氏名 (0-7字)		ZEIKAN TARO				7
	告	住	所	東京都千代田邑霞ヶ闽3-1-1				
	者	生年	月日	1970	年 2	2 月 3	80 🗎	]
			籍	8 *				
		旅券			234	1 5		
	日下のとおり由発します。							
	3	輸出(又	は輸入	)の実行の日		申告の日 申告の日	の翌日	
	#	名	,	稅 闰	水関配			
ı			95	<b>并可年月日</b>	1		200000	L

『支払手段等の携帯輸出・輸入申告書』は、 2枚複写式になっています。ボールペン等で 1枚目に必要事項を記入の上、税関に提出し てください。(1枚目:税関用、2枚目:申告者用)

## 申告対象

- · 現金(本邦通貨、外国通貨)
- 小切手
- ・ トラベラーズ・チェック、旅行小切手
- · 約束手形
- · 有価証券(株券、国債等)

金の地金(純度 90%以上)の重量が1 k g を超える場合

## 仕向地(又は積出地)の名称

輸出する場合

申告者が搭乗(乗船)する航空機(船舶)の 名称及び降機(下船)した地名を記入してくだ さい。

輸入する場合

申告者が降機(下船)する航空機(船舶)の 名称及び搭乗(乗船)した地名を記入してくだ さい。

## 輸出(又は輸入)の実行の日

出国の際に利用する航空機(又は船舶)の出港 予定日が申告書の税関での提出の日と同じの日と なる場合には「申告の日」欄に、提出の日の翌日 となる場合には「申告の日の翌日」欄にチェック を記入してください。



申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がありますと、処罰されることがありますので注意してください。 ご不明な点がございましたら税関職員へお尋ねください。



